

発信者情報開示請求事件における肖像権侵害の判断 ：裁判例の分析を通じて

数藤 雅彦*

インターネット上で匿名の第三者に自分の肖像をアップロードされ、肖像権を侵害された場合に、加害者である第三者の氏名や住所等の情報を得るために、プロバイダを被告とする発信者情報開示請求訴訟を提起することが考えられる。この訴訟における肖像権侵害の判断には、関連する法律の規定や事案の特質等をふまえ、通常の損害賠償請求事件とは異なる特徴も見られる。本稿では、裁判例の分析をふまえ、発信者情報開示請求事件における肖像権侵害の判断の特徴を明らかにする。

キーワード：発信者情報開示請求、肖像権

1. 本稿の目的

インターネット上で、匿名の第三者により自分の肖像をアップロードされ、肖像権を侵害された場合には、削除請求¹⁾に加えて、投稿者に対する損害賠償請求を行うことも考えられる。投稿者の氏名や住所等を知るためには、プロバイダに対する発信者情報開示請求を行う必要があり、プロバイダが訴訟外の交渉で開示に応じない場合は、裁判手続を通じて請求することになる。このような裁判類型を、発信者情報開示請求事件という。

肖像権に関する近時の裁判例をみると、発信者情報開示請求事件が増えている。そして、この事件類型においては、関連する法律の規定や事案の特質等をふまえ、通常の訴訟（損害賠償請求事件）における肖像権侵害の判断とは異なる特徴がみられる。

そこで本稿では、発信者情報開示請求事件における肖像権侵害の判断を分析し、読者の調査の一助となることを目的とする。

なお筆者は、以前に本誌で、インターネットにおける肖像権の特殊性とそれに伴う諸問題を分析したことがある²⁾。また、デジタルアーカイブ学会の「肖像権ガイドライン」の策定プロジェクトに参加し、2021年4月に同ガイドラインの正式版を公表した³⁾。これら従前の論考等においても、発信者情報開示請求について若干の言及を行ったが⁴⁾、いずれも簡易な分析にとどまっていた。

本稿では、インターネット上で肖像を投稿された事案に関する、約50件の発信者情報開示請求事件の分析をふまえて、裁判所の判断の特徴を明らかにする（裁判例の略語と概要は、末尾の【裁判例一覧】を参照）。

2. 検討の前提

2.1 発信者情報開示請求事件における肖像権侵害の主張構造

裁判所の判断を検討する前提として、まずは発信者情報開示請求訴訟における肖像権侵害の主張構造を短く解説する（本稿では裁判例を分析する関係で、開示請求者の呼称を「原告」で統一する。また、「肖像権」の侵害か「人格的利益」の侵害かの違い⁵⁾には深入りせず、後者の場合も「肖像権」侵害と呼ぶ⁶⁾）。

プロバイダ責任制限法4条1項は、「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」等の要件を満たす場合に、プロバイダに対する発信者情報の開示請求権を認めている。

そして、権利侵害が「明らか」といえるためには、原告において、(1)不法行為の客観的な要件が充足していることに加え、(2)違法性阻却事由を窺わせる事情が存在しないことを主張立証（疎明）する必要があると解されている⁷⁾。

肖像権侵害についてこれをみると、まず(1)の不法行為の要件としては、被告が原告の写真・映像等（以下「写真等」という）を公表したこと、その写真等が社会通念上受忍の限度を超えて原告に人格的利益の侵害を生じさせることのほか、故意・過失、損害の発生、因果関係が必要である（民法709条）⁸⁾。

このうち、社会通念上受忍の限度を超える人格的利益の侵害については、最高裁判例⁹⁾が、①被撮影者の社会的地位、②被撮影者の活動内容、③撮影の場所、④撮影（公表）の目的、⑤撮影（公表）の態様、⑥撮影（公表）の必要性等の要素を総合考慮して判断している（①から⑥の要素は例示）。

そのため、原告としては、上記の①から⑥の各要素につき、侵害が受忍限度を超えることの評価根拠事実を主張立証することになる¹⁰⁾。例えば、私人である原告が自宅内を隠し撮りされて電子掲示板に投稿された事案では、①原告が私人にすぎないこと、②私生活であること、③自宅内であること、④⑤撮影・公表の目的や態様に正当性がない

*すどう まさひこ 五常総合法律事務所

〒105-0004 東京都港区新橋 3-3-14 田村町ビル 4 階

(原稿受領 2021.8.23)

こと、⑥公表の必要性がないこと等を主張立証する。

次に、(2) 違法性阻却事由を窺わせる事情についてみると、例えば名誉毀損の主張立証の場合などとは異なり、肖像権侵害の場合は違法性阻却事由が明確に分かれているわけではない。そのため、違法性阻却事由がないことについては、人格的利益の侵害が受忍限度を超えることの評価障害事実を主張立証することになると考えられる。裁判例においても、概ね、肖像権侵害を認めた上で、違法性阻却事由がないことを簡単に認める傾向にある。

2.2 本稿の検討対象に関する留意点

なお、肖像権を考える際の注意点として、肖像の公開方法によっては、名誉感情やプライバシーといった、他の権利や利益の侵害にもなり得るという点がある。

そもそも肖像権が被写体の人物のどのような法益を保護しているかについては、裁判例・学説において統一的な理解には至っていないが¹¹⁾、本稿では、「個人の人格の象徴」¹²⁾である肖像を無断で撮影・公表することが被写体の権利または人格的利益を侵害し得る¹³⁾のに加え、公表の態様次第では、名誉感情、プライバシー等の異なる法益をも侵害し得ると考える¹⁴⁾。

例えば、肖像の投稿による名誉感情の侵害を認めた裁判例としては、声優業等を行う者の顔写真を掲載して「顔評価お願いします」と投稿した事案(290927)や、風俗関係の電子掲示板の悪意あるタイトルが付けられたスレッドに写真を投稿した事案(020915)などがある。

また、肖像の投稿によるプライバシー侵害を認めた裁判例としては、上半身裸の写真も含む個人的なスナップ写真をブログに投稿された事案(240330)や、私生活で撮影した写真を電子掲示板に投稿された事案(280726)などがある。

以下では、これらの異なる法益に関する判示は直接の検討対象とはせず、裁判例の中から、主に「肖像権」侵害に関する判示を中心に解説する(なお、いわゆるパブリシティ権も分析の対象外とする)。

3. 発信者情報開示請求事件における肖像権侵害の判断の特徴

3.1 総説

以上をふまえて、発信者情報開示請求事件における肖像権侵害の判断について解説する。

主な論点としては、リンクの投稿だけでも肖像が公表されたと言えるか(論点1)、被写体の人物を原告と同定できるか(論点2)、本人が公表した写真等の転載でも侵害になるか(論点3)、写真等の内容により総合考慮の判断はどのように変わるか(論点4)の4つが挙げられる。以下では、これらの論点を順に解説する。

3.2 論点1: リンクの投稿だけでも肖像が公表されたと言えるか

まず、原告の肖像がインターネット上に公表されている必要がある。ここで、写真等を直接アップロードして投稿

する方法のほか、写真等にアクセスするためのリンク(URL)を投稿する方法でも肖像を公表したと言えるかが問題となる。

従前の裁判例には、何者かが公表した動画へのリンクを掲載した行為につき、内容や体裁上、原告がその動画の公表に許諾をしたか明らかなでない場合に、直ちに肖像権侵害にはあたらないとしたものもあった¹⁵⁾。他方で、近時の発信者情報開示請求事件においては、リンクの掲載だけでも侵害を肯定する傾向にある(280129, 280322, 281215等)。

例えば020317は、ツイッター上の原告の容姿画像へのリンクを電子掲示板に添付した行為につき、一般の閲覧者においてはその箇所をクリックすることで原告の容姿画像の閲覧が可能となるから、原告の容姿画像そのものの表示に準じて原告の肖像権を侵害し得ると述べた。

この裁判例が示すように、実質的にみてウェブサイトの閲覧者がリンクのクリックを通じて原告の肖像にアクセスできる場合は、リンクの投稿だけでも肖像の公表と評価し得る。

3.3 論点2: 被写体の人物を原告と同定できるか

次に、被写体の人物が原告だと特定できる必要がある。具体的には、原告の知人(面識のある者)が見た場合に、原告を識別できればよいと考えられている(011024等)。

発信者情報開示請求事件においても、大半の裁判例では被写体が原告だと特定されている。否定例としては、学校の運動場で撮影された集合写真で、揃いの体操服を着た女子生徒が20人写っており、人物がごく小さいこと、原告の目元が髪に隠れていたこと、そもそも写真全体の画質が極めて粗く容貌の特徴の把握が困難なことをふまえ、侵害を認めなかったものがある(300911)。

3.4 論点3: 本人が公表した写真等の転載でも侵害になるか

さらに、被写体本人が第三者による公表に同意していないことも必要である。多くの裁判例では、原告が撮影や公表に同意していなかったことを認定している(最近の例として、020407, 020924等)。

なお、発信者情報開示請求事件においては、原告が自らSNS等に顔写真をアップロードしていたところ、それを第三者が転載する事例も多い。このような転載でも肖像権侵害になるのか。

かつての裁判例には、原告の肖像を掲載した広告が転載された事案で肖像権侵害を否定したもの(180605)や、原告が過去にインターネット上で公開した写真につき、投稿した時点で肖像写真を公表されない権利を失ったとするもの(250902)、SNSのなりすましの事案で、原告の顔写真は原告自ら公開したものであるため侵害にならないとしたもの(280208)があった。

しかし、人がインターネット上で自らの写真を公表するとき、必ずしも第三者に転載されることまで許容しているわけではない。裁判例でも、ツイッター上に、自身が熱中症で死亡したと想起させる写真が投稿された事案で、「人格価値を表し、人格と密接に結びついた肖像の利用は、被

撮影者の意思に委ねられるべき」であり、「一般人であれば、自分の画像を死亡した他人として公開されることを包括的ないし黙示的に承諾するとは考え難い」として侵害を認めたもの（280930）が現れ、以降の裁判例では、原告が自ら公開していた写真の転載についても侵害を認める傾向にある（300625、300704 ほか多数）。

例えば、ホストクラブのホームページや名刺で顔写真を営業目的に利用していた場合でも、転載は侵害になり得る（300831）。また、インスタグラムのストーリー機能（24時間限定公開機能）で投稿された写真等を第三者が保存して転載した事案では、原告は24時間経過後の公開を想定していなかったと解されている（020924、030304）。

3.5 論点4：写真等の内容により総合考慮の判断はどのように変わるか

3.5.1 背景

2.1で述べたように、裁判所は、様々な要素を総合考慮して、原告の人格的利益の侵害が社会通念上受忍の限度を超える場合に、肖像権侵害を認めている。発信者情報開示請求事件においても、この基本的な判断枠組みは概ね同様である（例えば020626、020924等）。

しかし、発信者情報開示請求事件の裁判例をみると、2.1で挙げた①から⑥の要素をすべて挙げて総合考慮を行った例は必ずしも多くない。むしろ多くの裁判例においては、主に①原告が私人であること、④公表の目的や⑤公表の態様が不当であること、⑥公表の必要性がないことの4要素から、肖像権侵害の結論を導いている。

その背景として、従前の裁判例には、週刊誌の記者等が公的人物を自ら撮影して、紙面に掲載するなどして公表していたケースが多く、②被撮影者の活動内容や③撮影場所も考慮すべき場合が多かった。

これに対し、発信者情報開示請求事件では、原告は私人の場合が多い。また、投稿者が自分で撮影しているわけではなく、インターネット上の画像を転載するなどして、不当に原告の顔写真や情報を公表するケースが多い（例えば、風俗嬢である原告の情報を電子掲示板等で公表するケースや、原告になりすましてSNS等で不当な内容の投稿を行うケースなど）、このようなケースでは、②撮影時の活動内容や、③撮影場所といった要素は問題となりにくい。

以下では、このような特徴をふまえて、原告自ら撮影・公表した写真等を第三者が転載したケースと、第三者が自ら撮影・公表したケースに分けて、それぞれの判断傾向を分析する。

3.5.2 原告自ら撮影・公表した写真等を第三者が転載したケース

このケースは、さらに、（1）原告が写真等の流通を予定していなかったケースと、（2）流通を予定していたケースに分けられる。

（1）広く流通を予定していない写真等のケース

裁判例には、私人である原告の顔写真を不当な目的・態様で転載した場合に、公表の必要性がないとして、簡単に

肖像権侵害を認めたものが多い。

例えば020626は、氏名不詳者がツイッターで高校3年生の原告になりすまして、俗悪なユーザー名でアカウントの登録をした上、原告の顔写真を添付して投稿した事案で、「原告を不当に貶める目的で、原告になりすまして本件アカウントを登録・使用し、その一環として原告の顔写真を原告に無断で使用したもの」と認め、「上記顔写真の使用の目的は不当なものであり、およそ必要性は認められず、使用の態様も悪質である」として肖像権侵害を認めた。

不当な目的・態様には他にも様々な類型があるが、概ね【表1】のように分類できる。

なお、不当な目的を認めなかった例として、281029は、原告の写真に「会社、勉強……」「すべて宣言通り、実行あるのみ」との文字を付して、「何一つ実現できていない模様」と投稿した事案で、一般閲覧者の普通の注意と読み方からすれば、原告の仕事や学業等に対する意欲を揶揄する趣旨が含まれると解されないではないが、直ちに原告の社会的評価を低下させるものとまでは認めがたいとして、侵害を否定した。

また、事案によっては、公表の目的に正当な論評の要素があるかを検討するものもある。

表1 不当な公表目的・公表態様の分類

社会的評価の低下	・「お前変態ゲームも作ってるし、痴漢もしてるし、偉そうに言うんじゃないよ」などと投稿（300704） ・「※被害者同盟結成※」「結婚詐欺」などと投稿（010529） ・強姦・レイプを行ったと誤解させる投稿（021013）
中傷	・「有害ギャ男」「キチガイ」と題するスレッドに投稿（300625） ・ホストを誹謗中傷するスレッドに投稿（300831） ・従前のスレッドから誹謗中傷記事が多数投稿された流れの中で投稿（301206） ・スレッド名に照らし中傷・揶揄する意図（020123）
揶揄	・容ぼうを揶揄する意図（280205） ・容ぼうを揶揄しつつ侮辱（021009）
貶める目的	・原告になりすまして不当に貶める目的（020626） ・写真に「少女売春常習犯」との文字を付し、児童買春という犯罪を常習的に行っているかのような印象を与えるもの（281029）
私生活・個人情報 の公表	・女子中学生の学校生活と思われる写真（学校の制服や名札と思われる部分の映り込みにより、学校の特定がされかねないもの）を掲載（300726） ・個人情報を殊更に拡散して晒し上げる目的（021210）
他人に知られ たくない情報	・風俗店勤務の情報を投稿（011024、011029、011213、020128、021028）
性的画像	・女性が胸部から下腹部まで裸の状態でタオル1枚で前を隠して寝ている様子等を投稿（030329）
害意・悪意	・女性の写真の顔を破いたり、汚損して投稿（300219） ・侮辱等の行為を誘発することを企図し、悪意をもって投稿（021028） ・属性、個人情報等の特定行為や侮辱、誹謗中傷、人格攻撃等の行為を増幅させることを企図（021028）
経済的利益	・原告を装って業務を受注し不法に経済的利益を得る目的（300308）
著作権侵害	・インスタグラムのストーリー機能でアップロードされた動画を無断で複製・公衆送信（020924）

011225 は、インターネットのウェブサイト上に、原告の経営する会社名と氏名を掲載した上で、「社長自らがネットに公開した宴会芸だそうです」と記載し、原告が過去に YouTube にアップロードした動画の一場面を切り取った画像（上半身裸で、口ひげを生やした原告が、ナチスを想起させる帽子及びカギ十字が描かれた腕章を付け、乳首に洗濯バサミを付けて正対しているもの）を投稿した事案である。裁判所は、原告の政治的主張に対する反論の一環として掲載されたものとは認められず、むしろ原告を揶揄する意図で掲載されたものであると認定した上で(要素④)、原告が政治家等の公人でないこと(要素①)、動画が公開された期間は数か月程度とそれほど長いものではなく、本件投稿より約4年前に削除されたものであること(要素⑤)を考慮し、侵害を認めた。

021124 は、Instagram に原告の氏名と肖像を投稿して、「自己愛を拗らせた、ナルシストおじさん」などと記載した事案で、同記載が原告の自己紹介文の形をとっていることからすれば、正当な意見・論評に値するか否かを検討する必要はないと述べ、侵害を認めた。

(2) 広く流通を予定していた写真等のケース

グラビア写真のように、積極的な公開を目的として撮影したケースでは、そのような写真の性質も重視されている。

011223 は、原告がグラビアアイドルとして稼働していた約20年前の水着姿の写真の氏名不詳者が電子掲示板に掲載し、「こんなブスじゃんw」と投稿した事案である。裁判所は、写真が広く一般に公開することを目的として撮影されたこと(要素④)、市販の雑誌が他のメディアで取り上げられることは社会通念上珍しくないこと、原告が雑誌の流通を容認していたこと、市販の雑誌は長期保管された後に公開されることも十分考えられ、20年程度の経過はそもそも公開を予定されていた写真の性質に変化を来さないこと、記載は原告の自尊心を害し得るが(要素⑤)、原告が容姿に関してある程度の批評を受け得る立場にあったことをふまえ、掲載の必要性は特に認められないとしつつも(要素⑥)、侵害を否定した。

本件は、流通した雑誌のグラビア写真という性質を重視したものと考えられる。なお、従前の裁判例の中には、アナウンサーの過去の水着写真を週刊誌に掲載した事案で、写真の公表につき承諾を与えたとしても、異なる目的、態様、時期による公表には改めて承諾を要すると判示したものもあり¹⁶⁾、判決の射程には注意が必要である。

3.5.3 第三者が自ら撮影・公表したケース

氏名不詳者が自ら原告を撮影してインターネット上に投稿した事案では、撮影時の原告の活動内容(要素②)や、撮影場所(要素③)等も考慮して判断するものがある。裁判例は、公共空間において私人を撮影したケースと、原告の口論の様子を撮影したケースの2種類に整理できる。

(1) 公共空間において私人を撮影したケース

280205 は、路上を歩く2人の男性を承諾なく撮影し、電子掲示板に投稿した事案である。裁判所は、不特定多数の目に触れる状況を撮影したものであるが(要素③)、

それだけで違法性が否定されるものではないとし、原告らの容貌は弁護士会の会報を通じて公表されているものの、同会報は会員への紹介目的のものであり広く一般に流通しているものではないこと、投稿画像を受けて掲示板には、「草生える」「お腹パンパンやんけ!」などと投稿されており、原告らの容貌を不特定多数の者に閲覧させて揶揄する意図がうかがえること(要素④)を考慮し、正当な目的や、緊急性、必要性、方法の相当性がないとして侵害を認めた。

290523 は、ゲームセンターでアーケードゲームに興じる男性を無断で撮影してツイッターに投稿した事案である。裁判所は、原告が民間企業に勤める一社会人にすぎないこと(要素①)、原告に焦点が当てられて撮影されていること(要素⑤)、ゲームセンターは誰もが利用できる空間であるとしても、アーケードゲームに興じている姿は私生活領域に属すること(要素③)、ゲームセンターで一人アーケードゲームの機械に向かって、片方の手の指を口に当てながら黙々とゲームに興じている姿を撮影されることは一般に不快感を有するものであること(要素②)、画像に嘲笑的なコメントを付して投稿したこと(要素⑤)、撮影行為に何らの必要性や社会的意義がないこと(要素④⑥)を考慮して、原告を害する意図で撮影したものであるとして侵害を認めた。

(2) 原告の口論の様子を撮影したケース

301225 は、原告が電車内で他の乗客と座席を巡って口論する様子を撮影して、YouTube に投稿した事案である。裁判所は、原告が私人であること(要素①)、本件が口論にとどまり刑事事件には発展していないこと(要素②)、本件動画の投稿はトラブル発生から1年以上経過していること、YouTube 側が原告の削除申請に基づき動画を複数回削除したにもかかわらず、氏名不詳者が投稿を繰り返していたこと(要素⑤)、動画を公開する必要性は認め難いこと(要素⑥)を考慮し、侵害を認めた。

020407 は、東京駅の構内で原告と口論になった人物が、原告を撮影してツイッターに投稿した事案である。裁判所は、口論になった際に撮影されたものであると指摘しつつ(要素⑤)、原告が私人であること(要素①)、場所は東京駅の構内ではあるがとくに撮影を許容される状況とは認めがたいこと(要素②)、必要性をうかがわせる事情はとくにないこと(要素⑥)を考慮し、侵害を認めた。

上記(1)、(2)の4つの事案においては、考慮要素として、概ね侵害に傾くものが適示されており、それらを総合した結果として、肖像権侵害との結論になったものと解される。

4. 総括と留意点

以上に見てきたように、発信者情報開示請求事件においては、氏名不詳者が不当な目的・態様で原告の写真を転載したケースが多く、そのようなケースでは、主に原告の私人性と、公表の目的、態様、必要性を中心に侵害判断がなされていることなど、一定の特徴を見出すことができる。

なお最後に、発信者情報開示請求事件の留意点にも触れておく。発信者情報開示請求訴訟の被告側としては、原告

の人格的利益の侵害が社会通念上受忍の限度を超えることの評価障害事実として、公表目的や態様の正当性、公表の必要性等を主張することになる。しかし、被告はプロバイダであり、投稿者本人ではない。そのため、被告となるプロバイダが投稿者の利益について実効的な防御を尽くし得るのか（例えば論評的な性質を持った投稿の場合に、公表の目的や必要性について実効的な主張立証をなし得るのか）という構造的な問題があることには留意が必要である¹⁷⁾。

本稿では紙幅の関係もあり、発信者情報開示請求事件に絞って検討を行ったが、肖像権侵害のより網羅的な分析、とくに総合考慮の手法の研究については他日を期すことにしたい。

編集委員注

本稿では裁判例を扱う都合上、社会通念に照らして不適切と考えられる単語も記載しているが、事象を正しく理解するための方策であることをご理解頂きたい。

注・参考文献

- 1) SNS や電子掲示板、ブログサービスの中には、投稿の削除窓口を設けているものもあり、削除依頼を出すことで投稿が削除される場合もある。裁判外の交渉で削除されない場合は、仮処分や訴訟を検討することになる。一般的な削除請求の解説として、詳しくは清水陽平、神田知宏、中澤佑一。〔改訂版〕ケース・スタディ ネット権利侵害対応の実務－発信者情報開示請求と削除請求－。新日本法規，2020，p.59 以下を参照。
- 2) 数藤雅彦。インターネットにおける肖像権の諸問題：裁判例の分析を通じて。情報の科学と技術。2020，vol.70，no.5，p.231-237。
- 3) デジタルアーカイブ学会。肖像権ガイドライン～自主的な公開判断の指針～。http://digitalarchivejapan.org/bukai/legal/shozoken-guideline/ (参照 2021-08-20)。
同ガイドラインは、非営利目的のデジタルアーカイブ機関が所蔵している写真を、インターネットその他の手段で公開する場合を想定して、フローチャートとポイント計算の手法で公開の適否を判断するものである。同ガイドラインは、直接的に法的な結論を出すためのものではなく、デジタルアーカイブ機関における自主的なガイドライン作りの参考・下敷きにすることを想定したものであり、利用者において点数配分

等をアレンジのうえ、公開の適否を判断するような使い方を想定している。同ガイドラインに関する近時の文献として、栗原佑介「デジタルアーカイブを中心とする肖像権の権利処理の円滑化に向けた取組み：「肖像権ガイドライン」にみる我が国の最近の自主規制、共同規制の動向」。InfoCom T&S world trend report, 2021, no.386, p.24., 井庭朗子。地元テレビ局と連携した阪神・淡路大震災関連映像の公開。カレントアウェアネス E, 2021, no.418, E2411. https://current.ndl.go.jp/e2411, (参照 2021-08-20)。

- 4) 数藤・前掲 234p。注 3 の肖像権ガイドライン 45p, 46p
- 5) 肖像権の権利性については、数藤・前掲 231p を参照。
- 6) 近時の裁判官による文献でも、「肖像権」に基づく損害賠償請求や差止請求が認められている。林雅子。「肖像権・パブリシティ権の侵害を理由とした削除請求」。関述之，小川直人編。インターネット関係仮処分の実務。金融財政事情研究会，2018，p.106。
- 7) 総務省。特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律一解説－（平成 30 年 6 月更新）。2017。https://www.soumu.go.jp/main_content/000671655.pdf, (参照 2021-08-20)., 野村昌也。「発信者情報開示請求権の成立要件」。関述之，小川直人編。インターネット関係仮処分の実務。金融財政事情研究会，2018，p.33。
- 8) 肖像権侵害に基づく損害賠償請求訴訟の要件事実につき，岡口基一。要件事実マニュアル 2 第 6 版。ぎょうせい。2020。p.591，も参照。
- 9) 最判平成 17 年 11 月 10 日最高裁判所民事判例集 59 巻 9 号 2428 頁
- 10) 参照，竹内努。「一般不法行為の要件事実」。窪田充見編。新注釈民法(15)債権(8)，有斐閣，2017，p.846。
- 11) 数藤・前掲 231p を参照。
- 12) 最判平成 24 年 2 月 2 日最高裁判所民事判例集 66 巻 2 号 89 頁
- 13) 参照，太田晃詳。「判解」。最高裁判所判例解説民事篇平成 17 年度版（下）。法曹会，2008，p.788。
- 14) 肖像権の概念には、肖像使用の目的・態様に対する多様な非難の仮託という側面があると指摘する，斉藤邦史。判批。新・判例解説 Watch。2021，no.28，p.109。も参照。
- 15) 大阪地判平成 25 年 6 月 20 日判例時報 2218 号 112 頁
- 16) 東京地判平成 13 年 9 月 5 日判例時報 1773 号 104 頁
- 17) 斉藤・前掲 109p。名誉毀損訴訟の文脈ではあるが、通信会社が真実性について積極的な訴訟活動することは通常は困難と指摘する文献として、道垣内弘人ほか。インターネット上の表現に関する名誉毀損訴訟・発信者情報開示訴訟。論究ジュリスト。2017，no.21，p.126。〔朝倉佳秀発言〕。なお発信者情報開示請求事件の射程をめぐる問題については、近時，著作権法の分野でも議論がなされている。例えば谷川和幸。発信者情報開示請求事件における著作権法解釈。NBL 1172。p79。2020 など参照。

Special feature: Is it possible to delete our personal data on the Internet?. Judgment of portrait rights infringement in cases demanding disclosure of sender's information: Based on analysis of court cases. Masahiko SUDO (Gojo Partners, 3-3-14 Tamuracho Bld.4kai, Shimbashi, Minato Ku, Tokyo To, 105-0004, Japan)

Abstract: If an anonymous third party uploads your portrait on the Internet and your portrait rights have been infringed, you may file a lawsuit against the provider to demand disclosure of the sender's information in order to obtain the third party's name, address and other information. In this type of lawsuit, the court's judgement on the infringement of portrait rights has some characteristics differ from those in ordinary lawsuits for damages, taking into account the provisions of relevant laws and the characteristics of the case. This paper shows, based on the analysis of court cases, the characteristics of judgments on the infringement of portrait rights in cases demanding the disclosure of sender information.

Keywords: demand disclosure of identification information of the senders / Portrait rights

【裁判例一覧】

略語の説明は以下の通り。

裁判日付欄：東京地方裁判所平成 18 年 6 月 5 日判決を「東京地判 H18.6.5」と略。以下、平成は H、令和は R と略。

事件番号欄：平成 17 年（ワ）第 17165 号を「H17 ワ 17165」と略。複数の事件番号がある場合は「等」と略。

出典欄：裁：裁判所ホームページ，判時：判例時報，秘書：判例秘書 INTERNET，W：Westlaw JAPAN，L：LEX/DB インターネット。

判決の特定は事件番号で行い，出典の巻数，データベース番号等は略。複数のデータベースに所収の場合，紙幅の関係で裁，判時，秘書，W，L の順で掲載。D1-Law.com でも調査を行ったが，下記裁判例の中に，同データベースのみに収録されたものはなし。調査基準日は 2021 年 8 月 20 日（校正時に 030304，030329 を追加）。

略語	裁判日付	事件番号	出典	事案の概要
180605	東京地判 H18.6.5	H17 ワ 17165 等	秘書	ブログに，結婚情報サービス提供会社の代表者の顔写真付きの，結婚相手募集の広告を転載して「いまだに結婚出来ないのは，なにかあるに違いない」などと投稿
240330	東京地判 H24.3.30	H23 ワ 24750	W	ブログに「E 弁護士にも妾が存在した」などと記載のうえ，原告女性の写真を投稿
240621	東京地判 H24.6.21	H24 ワ 6977	L	原告と同一の氏名でブログに原告の個人的なスナップ写真を投稿
240625	東京地判 H24.6.25	H24 ワ 4696	L	電子掲示板に，原告が 10 代の頃に自費出版したエッセーに掲載された顔写真へのリンクを，原告の本名とともに投稿
250301	東京地判 H25.3.1	H24 ワ 24031	L	原告がニックネームでブログを開設していたところ，第三者が同じニックネームでブログを開設し，プロフィールページに原告の肖像写真を掲載
250902	東京地判 H25.9.2	H24 ワ 34366	W	電子掲示板に原告の写真を投稿
280129	東京地判 H28.1.29	H27 ワ 15991	秘書	電子掲示板に原告の写真へのリンクを投稿。写真の 1 つには「少女売春常習犯」の文字を，1 つには「会社，勉強……」「すべて宣言通り，実行あるのみ」の文字を付記
280205	東京地判 H28.2.5	H27 ワ 25681	秘書	電子掲示板に路上を歩く 2 人の男性を撮影した画像を投稿
280208	大阪地判 H28.2.8	H27 ワ 10086	判時	第三者が SNS のプロフィール画像として原告の顔写真を掲載し，「わたしの顔どうですか？ w」などと投稿
280322	東京地判 H28.3.22	H28 ワ 473	W	電子掲示板に，キャバクラ勤務の女性と交際相手の写真へのリンクを投稿
280726	東京地判 H28.7.26	H28 ワ 8763	L	ホストに関する電子掲示板に，原告の顔写真と全身写真を投稿
280930	新潟地判 H28.9.30	H27 ワ 542	判時	ツイッターに，乳児の写真を誰であるか明示せずに公開し，「デモに連れていかれた，我が孫，C が熱中症で還らぬ人になってしまいました」などと投稿
281215	東京地判 H28.12.15	H28 ワ 34755	秘書	電子掲示板で，専ら男装を行う女性コスプレイヤーの写真へのリンクを投稿
290523	東京地判 H29.5.23	H28 ワ 35670	秘書	ツイッターに，ゲームセンターでアーケードゲームに興じる原告の姿を無断で撮影した画像を投稿
290907	東京地判 H29.9.7	H29 ワ 10094	秘書	電子掲示板に，ホステスである原告がインスタグラムの自身のページにアップした写真と文章を転載
290927	東京地判 H29.9.27	H29 ワ 7479	秘書	電子掲示板に，声優業，役者業の活動を行う原告の顔写真を掲載し，「顔評価お願いします 5 段階で」「ブスですね！！！！」などと投稿
300219	東京地判 H30.2.19	H29 ワ 26602	秘書	フェイスブックに女性の顔の写真を中央付近から横に破いた状態で撮影した画像を投稿
300308	東京地判 H30.3.8	H29 ワ 16746	秘書	ツイッターに，宗教法人の代表役員である原告の通称名でアカウントを作成し，原告の上半身が写った画像を投稿
300625	東京地判 H30.6.25	H29 ワ 34280	秘書	電子掲示板の「【有害ギャ男】◇◇◇◇【キチガイ】」という標題のスレッド及び続くスレッドに原告男性の写真やツイッター URL を投稿
300704	東京地判 H30.7.4	H30 ワ 4756	L	ツイッターに，原告の SNS からダウンロードして加工した顔写真を掲載し，原告の氏も記載のうえ，「お前変態ゲームも作ってるし，痴漢もしてるし，偉そうに言うんじゃねえよ」などと投稿
300726	東京地判 H30.7.26	H30 ワ 1072	L	ツイッターに女子中学生の写真を投稿
300831	東京地判 H30.8.31	H30 ワ 9485	L	電子掲示板のホストクラブに関するスレッドに，ホストである原告の写真を投稿
300911	東京地判 H30.9.11	H30 ワ 14481	L	高校 3 年時の体育祭の写真を電子掲示板の風俗関係のスレッドに投稿
301004	東京地判 H30.10.4	H30 ワ 16174	L	電子掲示板に原告女性が出演したアダルトビデオの画像の一部を投稿
301011	大阪地判 H30.10.11	H30 ワ 1917	W	ツイッターに，「人殺しの A 県 B 市の X さん」等の文章に原告 X の顔写真を組み込んで投稿（X は A 県在住）
301206	東京地判 H30.12.6	H30 ワ 22030	L	電子掲示板に，大学の管弦楽団の会報に掲載された原告の写真等を投稿

301225	東京地判 H30.12.25	H30 ワ 26348	L	YouTube に、原告が電車内で他の乗客と座席を巡って口論する様子を撮影した動画を投稿
310117	東京地判 H31.1.17	H30 ワ 30091	L	電子掲示板に原告女性の顔写真を投稿
010529	東京地判 R1.5.29	H30 ワ 36970	秘書	電子掲示板に、医師である原告男性の顔写真と本名を投稿し、「※被害者同盟結成※」「結婚詐欺」などと投稿
010626	東京地判 R1.6.26	H31 ワ 6834	L	ホストクラブに関する電子掲示板に、原告女性がInstagram に自ら投稿した写真を投稿
010910	東京地判 R1.9.10	H31 ワ 10658	L	風俗店に関する電子掲示板に、原告が別の風俗店在籍時に撮影された写真を投稿
011024	東京地判 R1.10.24	H31 ワ 10925	L	ホストに関する電子掲示板に、原告の勤務先の風俗店ホームページに掲載していた原告の顔写真の画像を投稿
011029	東京地判 R1.10.29	R1 ワ 17264	L	特定の風俗店に関する電子掲示板に、原告の容ぼうの写真を投稿
011213	東京地判 R1.12.13	R1 ワ 19804	L	電子掲示板に、原告の顔写真へのリンクや、原告が過去に稼働していた風俗店のホームページに掲載された写真へのリンクを投稿
011223	東京地判 R1.12.23	R1 ワ 15530	秘書	電子掲示板に、原告がグラビアアイドルとして稼働していた約 20 年前の水着姿の写真を掲載し、「こんなブスじゃん w」と投稿
011225	東京地判 R1.12.25	H31 ワ 4587	秘書	インターネット上に、原告の経営する会社名と氏名を掲載した上で、「社長自らがネットに公開した宴会芸だそうです」と記載し、原告が過去に YouTube にアップロードした動画の一場面を切り取った画像を投稿
020123	東京地判 R2.1.23	R1 ワ 25925	L	電子掲示板に、原告と同一の氏名を記載し、原告の写真を投稿
020128	東京地判 R2.1.28	R1 ワ 18942	秘書	電子掲示板に、風俗店ウェブサイトで公開された原告のプロフィール写真を投稿
020317	東京地判 R2.3.17	R1 ワ 28692	秘書	電子掲示板の「【自慢話ばかり】X1' (@C) 【ウザイ】」というタイトルのスレッドに、原告のツイッターへのリンクを投稿 (X1 は原告のコスプレイヤー名義、C は原告のツイッターアカウント)
020407	東京地判 R2.4.7	R1 ワ 26904	秘書	東京駅の構内で原告と口論となった人物が、原告を撮影してツイッターに投稿
020626	東京地判 R2.6.26	H31 ワ 8945	裁	ツイッターに、原告と同姓同名のアカウント名、「@×▲■」をユーザー名で登録し(「×」は「女衚し」を容易に想起させる文言。「▲」は自慰行為を想起させる読み方をする文言)、原告の顔写真を添付の上、「b 小→c 中→d64 期ヴァイオリン専攻 A の裏垢」などと投稿
020915	東京地判 R2.9.15	R2 ワ 9942	秘書	風俗関係の電子掲示板の「アトピー F の売春婦エース X1」と題するスレッドに、原告(X1)の顔全体が写った写真を投稿(F はホスト名)
020924	東京地判 R2.9.24	R1 ワ 31972	裁	夫が蕎麦屋で妻を撮影した動画を、Instagram のストーリー機能(動画を 24 時間保存する機能)で投稿したところ、第三者が動画の一部を画像保存し、ホストに関する掲示板に投稿
021009	東京地判 R2.10.9	R2 ワ 3085	秘書	電子掲示板に、ホステスである原告の顔の下半分を大きく歪ませる加工をした画像を掲載し、「きょうのインバエ」と投稿(インバエはインスタ映えの略)
021013	東京地判 R2.10.13	R2 ワ 133	秘書	過去に強制わいせつ罪で有罪判決を受けた原告の高校卒業アルバムの写真をツイッターに転載し、「#痴漢 #性犯罪 #強姦 #レイプ」等と投稿
021028	東京地判 R2.10.28	R2 ワ 10382	秘書	ホストクラブに関する電子掲示板に、ホストと交際している原告の顔写真(Instagram のプロフィール画像)を転載して「だーれだ」と投稿。続いて同掲示板に、風俗店のホームページ上に掲載された原告の顔写真を投稿
021116	東京地判 R2.11.16	R2 ワ 9516	秘書	風俗嬢に関する電子掲示板に、原告の Instagram のプロフィール画面の URL を投稿
021124	東京地判 R2.11.24	R2 ワ 14690	W	第三者が原告と同姓同名の Instagram アカウントを開設し、原告の写真をアップして、自己紹介文の形で「自己愛を拗らせた、ナルシストおじさん」と投稿
021210	東京地判 R2.12.10	R2 ワ 20181	秘書	地下アイドルの女性を誹謗中傷する電子掲示板に、交際相手の原告男性の Instagram の URL を記載
021211	東京地判 R2.12.11	R2 ワ 15872	秘書	性風俗店に関する電子掲示板に、原告がツイッターで限定公開した写真を投稿
030304	東京地判 R3.3.4	R2 ワ 23135	W	キャバクラで働く原告らの写真を、同僚が Instagram のストーリー機能で投稿したところ、第三者がスクリーンショットをとり、ホストクラブに関する電子掲示板に投稿
030329	東京地判 R3.3.29	R2 ワ 24857	W	特定の男性と交際していたが、疎遠になった後、当該男性から LINE やツイッターで嫌がらせを受けるようになった原告女性の写真や動画をツイッターに投稿